

久慈川・那珂川流域治水協議会事例紹介

土地利用住まい方の工夫

大 洗 町

これまでの取組み

■当地区の災害被災状況

- ・当地区周辺では、近年、概ね10年に1回程度の頻度で4回の住居が水に浸る被害が発生
- ・特に、令和元年東日本台風(台風19号)では、
涸沼川の水があふれ、道路冠水、床上・床下浸水等の被害が発生

近年の主な浸水被害

- ・昭和61年8月（台風10号）
- ・平成10年8月
- ・平成23年9月
- ・令和元年10月（台風19号）



令和元年東日本台風
(台風19号)による
堀割・五反田周辺地区の
浸水状況

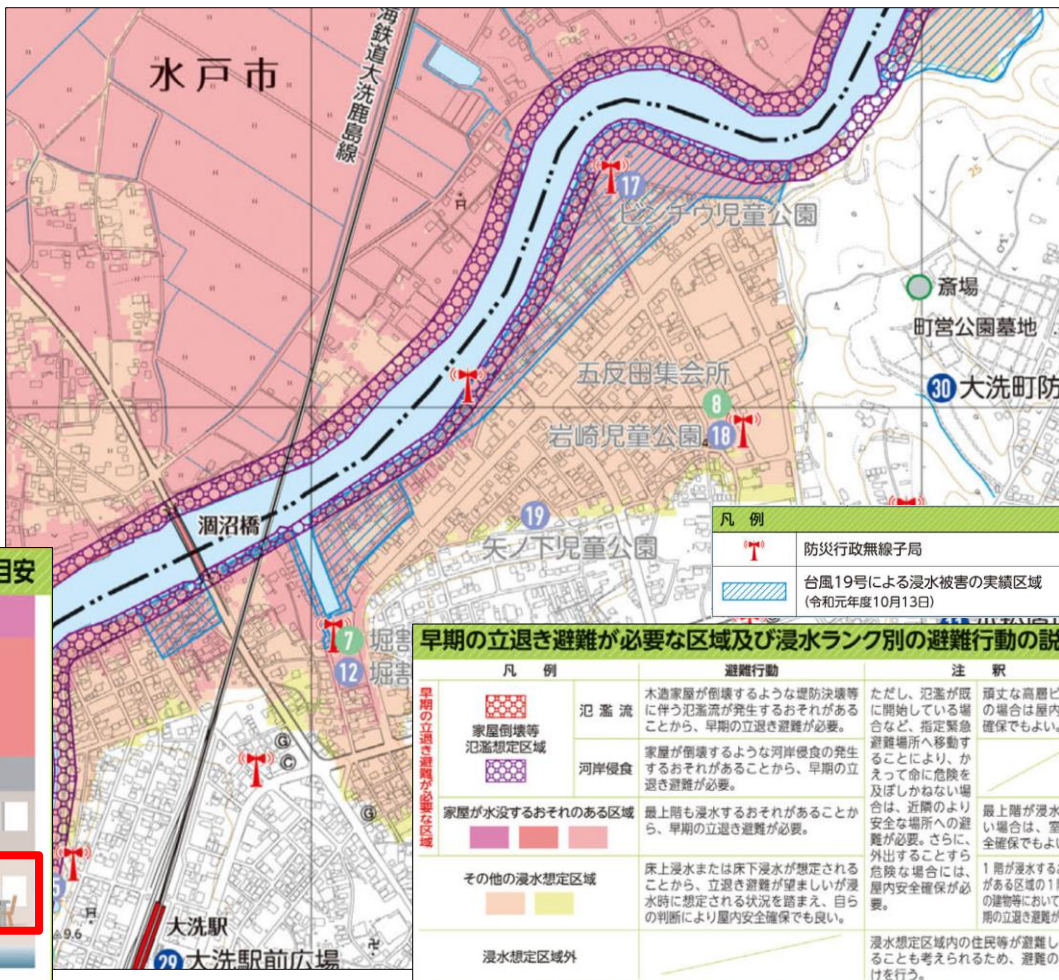
提供：常陸河川国道事務所

これまでの取組み

■洪水ハザードエリアについて

●大洗町洪水ハザードマップ(令和4年度改訂版)

- ・**想定最大規模降雨**により、**那珂川、涸沼川が氾濫した**場合の、**洪水浸水想定区域と、浸水した場合に想定される浸水深を示した地図**



浸水深の色の見方	想定最大規模の浸水深の想定と目安
10.0~20.0m未満	3階建ての建物が完全に水没する程度 (10.0m以上)
5.0~10.0m未満	
3.0~5.0m未満	2階の軒下までつかる程度 (5.0m)
0.5~3.0m未満	1階の軒下までつかる程度 (3.0m)
0.5m未満	1階の床下までつかる程度 (0.5m)

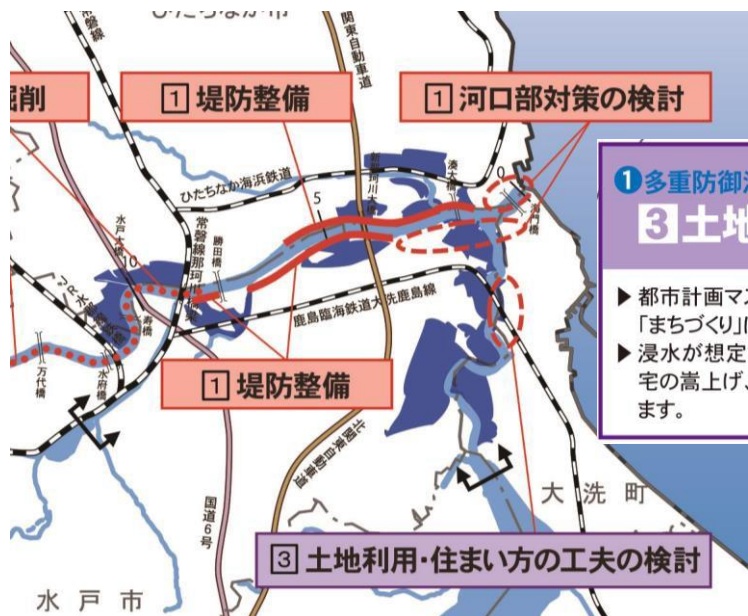
早期の立退き避難が必要な区域及び浸水ランク別の避難行動の説明

凡例	避難行動	注釈
家屋倒壊等氾濫想定区域 河岸侵食 家屋が水没するおそれのある区域 その他の浸水想定区域 浸水想定区域外	早期の立退き避難が必要な区域 氾濫流 木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う氾濫流が発生するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。 河岸侵食 家屋が倒壊するような河岸侵食の発生するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。 家屋が水没するおそれのある区域 最上階も浸水するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。 その他の浸水想定区域 床上浸水または床下浸水が想定されることから、立退き避難が望ましいが浸水時に想定される状況を踏まえ、自らの判断により屋内安全確保でも良い。 浸水想定区域外	ただし、氾濫が既に開始している場合など、指定緊急避難場所へ移動することにより、かえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣のより安全な場所への避難が必要。さらに、外出することすら危険な場合には、屋内安全確保が必要。 最上階が浸水しない場合は、室内安全確保でもよい。 1階が浸水するおそれがある区域の1階建ての建物においては、早期の立退き避難が必要。 浸水想定区域内の住民等が避難して行くことも考えられるため、避難の手付けを行う。

これまでの取組み

■洪水のリスクへの対応（流域治水への転換）

- ・地球温暖化などの影響で雨の降り方も変わり、従来の「河川管理者が堤防等を整備して洪水を防ぐ」方法だけでは、浸水被害を防ぐことが難しくなってきました。
- ・流域の国・県・町・企業・住民の全ての関係者が力をあわせて治水対策を行うことで、浸水被害を防ぐ方法が流域治水です。
- ・当地区周辺では、「土地利用・住まい方の工夫の検討」の取組みが提案されています。



1 多重防御治水の推進 3 土地利用・住まい方の工夫

- ▶ 都市計画マスタープランや立地適正化計画等「まちづくり」による水害に強い地域への誘導を進めます。
- ▶ 浸水が想定される区域の土地利用制限や家屋移転、住宅の高上げ、輪中堤整備、高台整備、高台移転等を進めます。



出典：那珂川緊急治水対策プロジェクト・パンフレット
常陸河川国道事務所（令和3年6月発行）

これまでの取組み

■説明会で「防災まちづくりの考え方」を説明（令和4年3月）

当地区の防災まちづくりの考え方

- ① 今後新たに浸水する危険な住宅を増やさない取組みを検討する
- ② 測量調査により、宅地の高さを測定し、洪水時のリスクを皆様にお示しする
- ③ 洪水に対して危険性が高い区域一帯を「災害危険区域」に指定する
- ④ お住まいの皆様と意見交換しながら、防災まちづくりの実現を目指す
- ⑤ 災害危険区域内では、手法の1つとして「防災集団移転促進事業」を検討する
- ⑥ 皆様と情報を共有するためまちづくりニュース等を配布する

■測量調査の実施（令和4年5月～7月）

- ・下図のエリアを対象に測量調査を実施



これまでの取組み

■防災まちづくりの実現に向けた取組み (概要) について

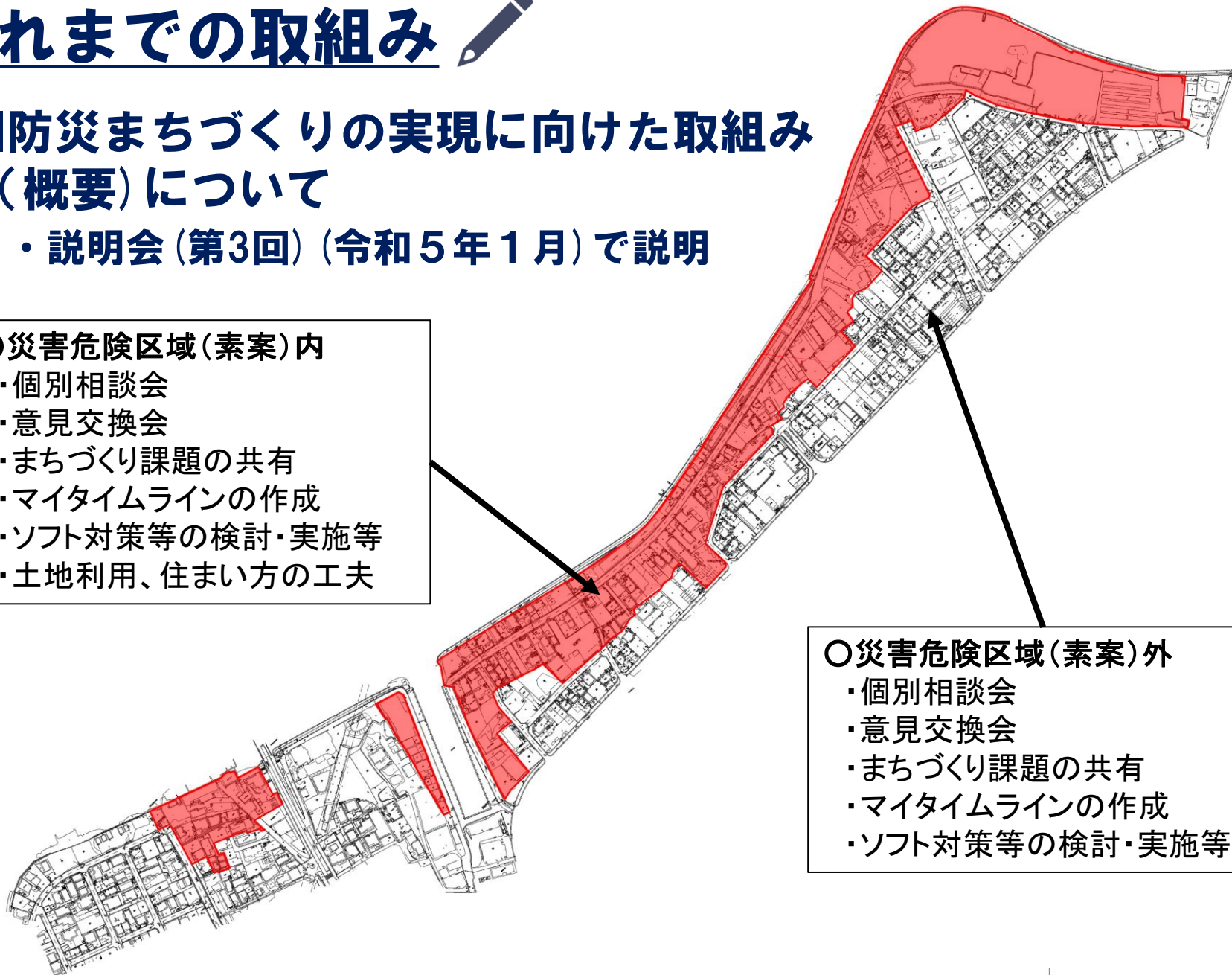
- ・説明会(第3回)(令和5年1月)で説明

○災害危険区域(素案)内

- ・個別相談会
- ・意見交換会
- ・まちづくり課題の共有
- ・マイタイムラインの作成
- ・ソフト対策等の検討・実施等
- ・土地利用、住まい方の工夫

○災害危険区域(素案)外

- ・個別相談会
- ・意見交換会
- ・まちづくり課題の共有
- ・マイタイムラインの作成
- ・ソフト対策等の検討・実施等



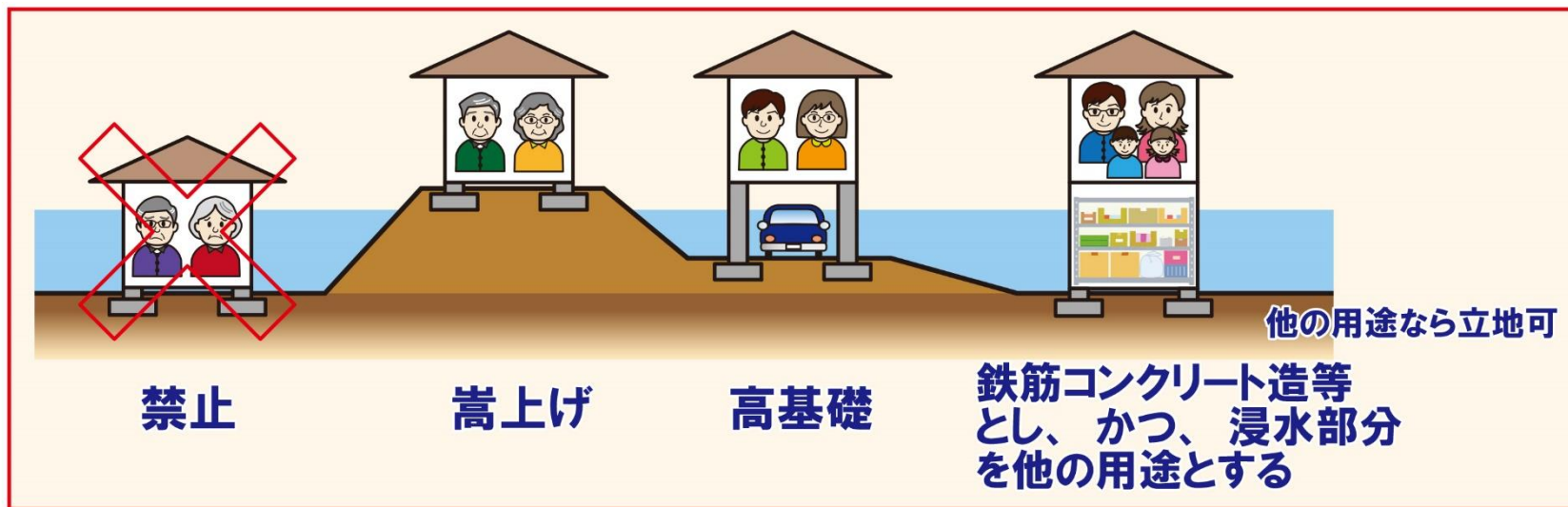
これまでの取組み

■災害危険区域（素案）について

●「災害危険区域」に指定されると

①災害危険区域内の住居等※について、**建築制限**や**構造制限**を定めます。

【建築制限・構造制限のイメージ】



②一定の水位より低い宅地では、**一定の基準を満たさない住居を新たに建築することはできません。**

※夜間等において人の寝泊りのない事業所等は、建築制限の対象となりません。